

育児支援について

【内容】

健診の場でお母さん方の育児に対する悩み等を聞いてもらえないでしょうか。

【回答】

お母さんやお父さんにとって、健診の場は、少しでも不安を解消できる場であってほしいと思っておられることでしょう。

現在、健診の場ではお母さんのいろいろな育児上の不安を受け止め、少しでも解消してもらえよう問診票に

◇ 「育児について相談する人がいますか (4 か月)」 ◇ 「心配なこと、相談したいことはありますか (全て)」 ◇ 「子育ては楽しいですか (11 か月・1 歳 6 か月)」
◇ 「お父さん、お母さんの体や気持ちの状態はよろしいですか」などの質問項目を設け、育児相談の場面で問診票を確認しながら相談に当たっています。また、終了後の検討会で継続的なかわりが必要と判断した場合は、後日電話や訪問で様子をお聞きし、必要であれば臨床心理士による個別相談や親子教室、その他の相談窓口等へ紹介しています。

しかし、育児不安を把握するための専用の質問紙を使った方法を導入するまでには至っておらず、相談についても、時間やプライバシー保護に制約がある中で、十分に配慮ができないこともあります。

相談に当たる職員も、限られた時間、大勢の中でお母さんの思いを的確に把握し、気持ちに添えるよう気をつけて相談にあたっていますが、十分な対応ができなかったことを反省し、ご意見をいただいた後、職員間で対応について再確認しました。

今後はさらに、研修等で職員の資質向上に努めるとともに、お母さんの悩みを受け止められる相談を目指したいと考えます。さらに、虐待予防や子育て支援の観点から以下のような対策の充実が必要です。

平成19年度から、ストレスから虐待にいたるリスクが高い子育て初期の親による虐待の未然防止を図るため、子育て推進課と連携し、新生児訪問（田辺助産師会に委託、市保健師）の対象者を拡大し、出産後早期に育児不安や育児困難事例の把握に努める「こんにちは赤ちゃん事業」や、子育て支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施する「育児支援家庭訪問事業」の導入に努めます。

また、新生児訪問や健診で、子育て支援に関する情報提供や体調や育児不安等を

把握するための質問票等を利用した養育環境の把握方法など、さらに育児支援を進めていきたいと考えております。

(担当：健康増進課)